

入会金及び会費に関する規則

(総称)

第1条 公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に入会する社員が納入すべき入会金及び会費はこの規則の定めるところによる。

(入会金の納入方法)

第2条 入会金は、金150,000円とし、その納入は、入会申込書に添えてしなければならない。ただし、その者が入会に至らなかったときは、その者に入会金を返還しなければならない。

(会費の種類及び額等)

第3条 会費は1ヶ月金2,000円とする。

(会費の納入方法)

第4条 社員は、7月末日までに事業年度分の会費を全納するものとする。
2 新入社員は、入会した日が属する月から事業年度が終わる月までの分を、入会后2週間以内に納入するものとする。

(会費の延納及び免除)

第5条 社員が疾病又は災害等により会費の納入が困難な事由が生じたときは、理事会の決議により延納又は免除することができる。

(催告手続)

第6条 社員が第3条の会費を6ヶ月以上滞納したときは、定款第10条第2号の規定により社員の資格を喪失する旨を付記して催告する。

(規則の改廃)

第7条 この規則を改廃するには社員総会で決議しなければならない。

附則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規則の変更は社員総会の決議のあった日(平成27年9月11日)から施行する。

附則

この規則の変更は社員総会の決議のあった日(平成30年9月7日)から施行し、平成31年中に開始する事業年度から適用する。